

兵庫県後期高齢者医療広域連合臨時的任用職員の給与、休暇等に関する規則

平成23年2月20日

規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、兵庫県後期高齢者医療広域連合臨時的任用職員の給与、休暇等に関する条例（平成23年兵庫県後期高齢者医療広域連合条例第1号。以下「条例」という。）の規定に基づき、兵庫県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が臨時的に任用する職員（以下「臨時的任用職員」という。）の給与、休暇等に関し必要な事項を定めるものとする。

(給料)

第2条 条例第3条に規定する臨時的任用職員の給料の額は、次に掲げる額とする。

- (1) 事務の補助業務を行う職員 日額7,400円
- (2) 前号に定める職以外の職員 正規職員の給与との均衡を考慮して、広域連合長が別に定める額

(時間外勤務手当)

第3条 条例第5条の「正規の勤務時間以外の時間の勤務」とは、勤務時間以外の勤務及び兵庫県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間に関する条例（平成19年兵庫県後期高齢者医療広域連合条例第13号。以下「勤務時間条例」という。）第3条第1項に規定する週休日（以下「週休日」という。）の勤務をいう。

- 2 時間外勤務手当の支給の基礎となる勤務時間数は、当該月分をそれぞれの支給割合の異なる部分ごとに通算し、それぞれ1時間に満たない端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる。
- 3 条例第5条第1項の規則で定める割合は、次の各号に掲げる勤務の区分に応じて、当該各号に定める割合とする。

- (1) 条例第5条第1項第1号に掲げる勤務 100分の125
- (2) 条例第5条第1項第2号に掲げる勤務のうち、12月29日から翌年の1月3日までの日（以下「年末年始」という。）における勤務 100分の150
- (3) 前2号に掲げる勤務以外の勤務 100分の135

(休日勤務手当)

第4条 休日勤務手当は、休日（勤務時間条例第6条に規定する休日をいう。以下同じ。）における正規の勤務時間中における実働時間に対して支給され、正規の勤務時間を超えて勤務した部分については、時間外勤務手当を支給する。

- 2 休日が週休日に当たった場合の勤務に対しては、休日勤務手当を支給せず、時間外勤務手当を支給する。
- 3 条例第6条の規則で定める割合は、100分の135（年末年始における勤務にあつては100分の150）とする。
- 4 前条第2項の規定は、休日勤務手当の支給について準用する。

(給与の支払)

第5条 給与は、月の1日から末日まで（以下「計算期間」という。）の分を翌月の25

日に支給する。ただし、その日が土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）に当たるときは、その日前においてその日に最も近い土曜日、日曜日又は祝日法による休日でない日とする。

2 広域連合長が必要と認める場合は、前項に規定する計算期間又は支給日を変更することができる。

3 給与は、臨時的任用職員から申出がある場合には、口座振替の方法により支給することができる。

（年次有給休暇）

第6条 年次有給休暇は、任用の更新期間を含めて任用期間が3か月を超えた日に3日、6か月を超えた日に更に7日を付与する。

2 年次有給休暇は、1日又は半日を単位として与えることができる。

（任用の制限）

第7条 臨時的に任用する職員が、かつて広域連合において臨時的任用職員に任用されたことがある場合は、前の任用期間の2分の1以上の期間が経過した後でなければ、再度任用することができない。

（補則）

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、広域連合長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年3月24日規則第4号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年11月30日規則第8号）

この規則は、平成27年12月1日から施行する。

附 則（平成28年3月28日規則第7号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年11月30日規則第13号）

この規則は、平成28年12月1日から施行する。

附 則（平成29年11月27日規則第9号）

この規則は、平成29年12月1日から施行する。

附 則（平成31年3月26日規則第6号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。